

軽井沢町福祉医療費給付制度（現物給付方式）について

軽井沢町では、児童、障がい者、母子家庭の母子等、父子家庭の父子に対し、医療費の一部を支給する福祉医療費給付制度を実施しております。

平成 30 年 8 月診療分より現物給付方式を導入しました。対象となる方には、水色の福祉医療費受給者証を交付しております。対象者につきましては、以前交付していただきましたきみどり色の福祉医療費受給者証は、有効期間内であっても使用できません。

1. 支給対象者（下記 4 つの要件を満たしている者）

- ① 軽井沢町に住所を有する者
- ② 健康保険（組合・共済・協会けんぽ・国民健康保険等）に加入している者
- ③ 支給対象者区分表に該当する者
- ④ 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのお子さん（母子家庭等・父子家庭、障がい者の資格者（支給対象者区分表参照）を含む。）と前記のお子さんを扶養している母子・父子家庭に該当する母または父（後期高齢者医療被保険者を除く。）

2. 使用方法

◎長野県内の医療機関や薬局等では、窓口で「保険証」と一緒に「受給者証」を提示していただき、1 レセプトごとに上限額の 500 円を窓口で負担していただくことで医療等の受診ができるようになります。（対象となるのは、**保険適用分**となります。）

※レセプト（診療報酬明細書）は月ごと、医療機関や薬局等ごと、また総合病院においては種別（入院・通院・歯科・調剤（処方箋ごと））で作成されます。

3. 現物給付方式の対象とならない場合

◎長野県外で医療機関や薬局等を受診した際には、住民課に専用の給付申請書がありますので、医療機関等の証明を受け提出が必要となります。もしくは氏名、保険点数、支払金額の記載されている領収書の添付でも手続きができます。手続きの際は①領収書、②印鑑、③受給者証を必ずお持ちください。その際は従来と同様の償還払いでの給付となります。

◎受給者証を窓口で提示しなかった場合（長野県外での受診と同じ手続きが必要となります。）

◎柔道整復・接骨・整骨・鍼灸院を受診したとき（従来と同様の自動給付方式となります。）

4. 注意事項

◎以下 3 点に変更があった場合、変更申請書の提出が必要となります

①振込口座 ②住所（転居・転出）

③保険証（扶養となる方が変更となる場合も申請していただきます。）

◎学校内での怪我等については、学校からの給付金（スポーツ保険）がありますので、福祉医療の対象にはなりません。

5. 窓口でのお支払い例

診療回数	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	合計
支払額	200 円	200 円	100 円	負担無し	500 円

※ 1 回目の診療で上限額 500 円に満たない場合、2 回目以降に上限額 500 円になるようにお支払いしていただきます。500 円に満たなかった場合は、その額を負担していただきます。

軽井沢町役場 住民課 保険年金係 T E L : 0267-45-8540 F A X : 0267-46-3165
--